

## 市町村議会で議決した意見書等（令和6年3月分）

令和6年3月31日現在

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
1	北上市	保育所等の職員配置基準改善等を求める意見書	R5.12.15	1
2	北上市	精神保健医療福祉の改善を求める意見書	R6.3.8	2
3	北上市	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書	R6.3.8	4
4	釜石市	保育所等の職員配置基準改善等を求める意見書	R6.3.19	5
5	釜石市	イスラエル・ハマスの軍事衝突の即時停戦に向けた外交努力を求める意見書	R6.3.19	6
6	八幡平市	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書	R6.3.22	7
7	金ヶ崎町	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書	R6.3.25	8

市町村議会名	意見書の内容
北 上 市	<p>【議決年月日】 令和5年12月15日</p> <p>【提出先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、 文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）</p> <p>【件 名】 保育所等の職員配置基準改善等を求める意見書</p> <p>近年、公立・私立に関わらず保育所等において、子供の尊い命が失われる事態が発生しており、もはや子供の命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ません。保育所等では重大事故に対しさまざまな対策を講じていますが、潜在的な要因は保育士や事務職員等の人員不足が原因であると現場では認識されています。</p> <p>保育所等利用待機児童が社会問題化し保育施設が急増した一方で、保育士等の人員不足は改善されていません。その要因は業務量に比べて処遇が低いことにあり、人員不足は一層深刻化しています。</p> <p>また、現在の保育所等の職員配置基準では、危険なことがないか、子供の体調が悪くないか子供一人一人に意識を向けて対応することが難しく、最近ではアレルギー対応、支援が必要な子供も増えてきており、保育士1人に対する精神的負担、肉体的負担も大きくなっています。</p> <p>市内の学童保育所においても、賃金が低いことから職員が集まらず、人員の確保に苦慮している状況があり、放課後児童支援員の処遇改善の取り組みも必要です。</p> <p>日本の保育施設の職員配置基準は長い間見直しがされておらず、OECD先進国の職員配置基準と比べると大きく下回っています。痛ましい事故を未然に防ぎ、安全安心な保育環境を提供するためには職員配置基準の改善が必要であるとともに、保育士の処遇の改善を速やかに実施する必要があります。</p> <p>よって、国及び政府関係機関に対し、保育施設の職員配置基準を改善するとともに、保育士等の職員の処遇を改善するため、次の事項を実現するよう強く求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育施設の保育士配置基準をOECD先進国並みの配置基準に改善すること。</li> <li>2 保育施設、放課後児童クラブで働く職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置するとともに、正規職員として就労を希望する非正規職員の正規化及び会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。</li> <li>3 保育施設、放課後児童クラブで働く職員の人員確保策を迅速に策定、実施すること。</li> </ol> <p>以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。</p>

市町村議会名	意見書の内容
北 上 市	<p>【議決年月日】 令和6年3月8日</p> <p>【提出先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣</p> <p>【件 名】 精神保健医療福祉の改善を求める意見書</p> <p>精神科を受診する人は年間 420 万人をこえる水準となっており、誰でも安心して気軽に受診できる精神医療の充実は、国民的な課題となっています。</p> <p>日本の精神医療は、地域移行がすすんだ諸外国に比べ半世紀以上も遅れを取り、施設療養生活中心となっています。日本の精神科病院は、少ない人員配置基準や低い診療報酬体系の下で経営を成り立たせる状況がつけられてきました。</p> <p>100 床当たり職員数は、一般病院は医師が 18.8 人、看護師・准看護師は 67.5 人に対し、精神科病院は医師が 4.1 人、看護師・准看護師は 33.2 人と、少ない人員で医療を提供している現状です。そのため、転倒防止のための身体拘束などをやらざるを得ず、人権に配慮した良質な精神医療の提供ができない状況となっています。</p> <p>また、精神病床の平均入院日数は先進諸国と比べて非常に長い現状です。このことが精神疾患に対する差別・偏見を社会に根付かせ、当事者の合意が得られない入院や医療提供が行われるなどの人権侵害をもたらすとともに、「入院中心から地域生活中心へ」の転換が進まない要因にもなっています。</p> <p>精神科病床の新型コロナウイルス感染症の対策についても、消毒液を飲む患者がいることから置けないほか、患者にマスクを着用しても自ら外す、看護師のマスクを外す行為が見られ、感染症対策に苦慮した実態があります。さらに、患者が新型コロナウイルス感染症を発症し転院要請をしても転院できず、適切な環境で治療を受けることができない事態も起こっています。</p> <p>精神疾患や認知症を持つ人が地域で希望する生活を送れるようにするため、生活支援、就労支援等さまざまな支援が必要で、家族の支援も含めて体制整備が必要です。また、人権に配慮した良質な精神医療の提供を可能にする人員配置と、それに見合った診療報酬を実現するとともに、国の責任で早期に包括的で継続的な地域の支援体制を法制化する必要があります。</p> <p>よって、国及び政府関係機関に対し、すべての人の人権が尊重され、精神疾患があっても地域社会の一人として安心して暮らし続けられることができるよう、次の事項を実現するよう強く求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人権に配慮した良質な精神医療の提供を可能にするために、一般病床より低い人員配置を認めている医療法施行規則を改め、精神病床の人員配置を一般病床と同等以上に引き上げること。</li> <li>2 国連・障害者権利委員会による日本政府への勧告を尊重し、患者・当事者の合意のない入院や治療、身体拘束や隔離の禁止、及び無期限の入院制度の廃止を法制化すること。また、患者の人権を擁護するための第三者による監視機構の確立など精神保健医療福祉制度の抜本的改善を行うこと。</li> <li>3 精神科病院の入院患者が、COVID-19 をはじめとする感染症やその他の疾病を発症した</li> </ol>

市町村議会名	意見書の内容
	<p>際に、適切な環境で治療を受けることができていない実態を改善すること。</p> <p>4 精神疾患や認知症を持つ人が地域で希望する生活が送れるように、包括的で継続的な地域の支援体制を法制化すること。また、早期に充実を図るために、精神保健福祉予算を拡充するとともに労働者の雇用保険、教育や研修についても国が責任をもって行うこと。</p> <p>5 精神疾患に対する差別・偏見をなくすための啓発をすすめ、施策を講じる際には当事者・家族の声が十分に反映されるよう、当事者団体等の参加を要件とすること。また、患者を持つ家族の負担軽減や孤立を予防するため、社会全体で支える体制を構築・拡充すること。</p> <p>以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。</p>

市町村議会名	意見書の内容
北 上 市	<p>【議決年月日】 令和6年3月8日</p> <p>【提 出 先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣</p> <p>【件 名】 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書</p> <p>新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。人員不足によって最も心配されるのは、医療・介護の安全性への影響です。人員不足は、一人一人の業務負担が大きくなり、集中力の低下によるミスを引き起こす恐れがあります。また、現場全体が日々の業務をこなすことに精いっぱい、資質の向上にも影響を及ぼすと考えます。</p> <p>さらには、逼迫した人員体制の中では夜勤の回数を含めた業務量の増加により、離職してしまう医療・介護従事者が出る悪循環になっていきます。</p> <p>この状況を解決するためには、配置基準を上げるなど働きやすい環境づくりが必要であるととも、安定した人員確保のための賃上げが必要です。</p> <p>医療の現場は逼迫しており、毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から必要な人員体制の確保は国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充などの機能強化を強く求めます。そして、国民誰もが安心して医療・介護を利用するには保険料など負担軽減も必要です。</p> <p>よって、国及び政府関係機関に対し、安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇を改善するため、次の事項を実現するよう強く求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。</li> <li>2 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。</li> <li>② 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。</li> <li>③ 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。</li> </ol> </li> <li>3 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。</li> <li>4 患者・利用者の負担を軽減すること。</li> </ol> <p>以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。</p>

市町村議会名	意見書の内容
釜石市	<p>【議決年月日】令和6年3月19日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策 男女共同参画）</p> <p>【件名】保育所等の職員配置基準改善等を求める意見書</p> <p>子どもは、他の何物にも代えることができない大切な存在です。</p> <p>しかし、近年、公立・私立に関わらず保育所等において、子どもの尊い命が失われる事態が生じており、子どもの命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ません。保育所等では重大事故に対し様々な対策を講じていますが、潜在的な要因は、保育所等の利用待機児童に係る諸問題を背景に保育施設が急増した一方、保育士や事務職員等の配置基準の改善が進んでいなかったことが挙げられます。また、保育士等の責任と業務負担の大きさに見合った処遇ではないことによって人が集まらず人員不足になっていると現場では認識しています。</p> <p>国では、令和6年度から4・5歳児に係る職員の配置基準を76年ぶりに30人から25人に見直しますが、職員の配置基準等保育環境を整えることは、子どもたちのいのちを守り、一人ひとりの成長や発達に寄り添った支援が可能となることであり、ひいては子育て家庭を支えることにつながります。</p> <p>保育士一人ひとりが誇りと充実感をもって働き安心して生活し続けることができるよう、国に対し、処遇改善と適切な職員配置基準の見直しについて次のとおり要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育施設の保育士配置基準を OECD 先進国並みの配置基準に改善すること。</li> <li>2 保育施設・放課後児童クラブで働く職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。</li> <li>3 保育施設、放課後児童クラブで働く職員の人員確保策を迅速に策定・実施すること。</li> </ol> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。</p>

市町村議会名	意見書の内容
釜石市	<p>【議決年月日】令和6年3月19日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣</p> <p>【件名】イスラエル・ハマスの軍事衝突の即時停戦に向けた外交努力を求める意見書</p> <p>2023年10月、ガザ地区を実効支配するハマスによるイスラエルへの無差別攻撃が実行されました。これに対し、イスラエルはガザ地区に対して自衛権の行使を目的とする大規模な軍事作戦を開始しました。イスラエルによる軍事行動によって、ガザ地区での死者は2万人を大きく超え、事態はますます深刻化している状況にあります。</p> <p>特に、一般市民や子どもたちが対象となった非人道的行為が行われているとの指摘もあり、イスラエル・ハマスの双方において、いかなる理由があろうとも許容されるものではありません。このような事態に対し、国連総会の緊急特別会合において、人道目的の即時停戦を求める決議案が賛成多数で採択されたものの、実行力を有する国連安全保障理事会における人道目的の即時停戦を求める決議案は、一部の国の反対により否決された状態にあります。</p> <p>また、1月26日に国際司法裁判所は、イスラエルに対してパレスチナ・ガザ地区でのジェノサイドを防止するために、あらゆる措置を講じるように命じています。最終判断の前に、緊急の措置命令が必要なほど現地は深刻な状態に陥っていると考えられます。</p> <p>我が国は、友好的で平等な国家間関係から成る国際秩序の基盤とするためにも、国際社会の法の支配を強調しており、我が国の外交政策の柱の一つでもあります。国会及び日本政府においては、イスラエル・ハマスの軍事衝突に対し、すべての当事者が国際法に従い、早急に戦闘行為を停止し平和的に問題を解決するためにより一層の外交努力を求めるものであります。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。</p>

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	<p>【議決年月日】令和6年3月22日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、出入国在留管理庁長官</p> <p>【件名】年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書</p> <p>国民年金や厚生年金保険（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）で日本国籍を有しない方が我が国を出国する際は、脱退一時金を請求することができる。</p> <p>また、同制度は再入国を妨げていないため、脱退一時金を受給した外国人がのちに我が国で再度就労することができる。</p> <p>入国時には就労ビザや留学ビザであっても、やがては永住資格などの申請を行うことができるようになっており、永住資格を持つ外国人であっても脱退一時金の申請を妨げるようにはなっていない。年金を受給するためには最低10年間の加入期間が必要であるが、脱退一時金を請求することにより年金受給資格を喪失するため、仮に我が国に在留を続け生活が困窮した場合、生活保護の支給対象となる可能性がある。</p> <p>日本人は公的年金を脱退することはできず、この現状を放置することは国民の間に強い不公平感を与えることになりかねない。特に派遣社員が雇い止めになった等の場合は、極めて大きな格差が生じている。</p> <p>無年金である外国人が増加することは、将来的に地方の財政負担につながる。脱退一時金を請求した方は永続的に帰国する前提であるという制度の趣旨に立ち返り、政府においては地方財政を圧迫しないよう制度を是正することを強く要請する。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>



市町村議会名	意見書の内容
金ヶ崎町	<p>【議決年月日】令和6年3月25日</p> <p>【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣</p> <p>【件名】安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書</p> <p>新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。</p> <p>日本医労連・全大教・自治労連で取り組んだ「2022年看護職員の労働実態調査」結果では、仕事を辞めたいと「いつも思う」と「ときどき思う」の合計は8割にものぼり、仕事を辞めたい理由（3つまで選択）では、「人手不足で仕事がきつい」6割、「賃金が安い」4割、「思うように休暇が取れない」3割、「夜勤が辛い」2割、「思うような看護ができず仕事の達成感がない」2割などと続きました。</p> <p>毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減も必要です。安全・安心の医療・介護の実現のために、下記事項を要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を改善し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。</li> <li>2 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を改善すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。</li> <li>(2) 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。</li> <li>(3) 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。</li> </ol> </li> <li>3 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。</li> <li>4 患者・利用者の一部負担金を軽減すること。</li> </ol> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。</p>